

議第63号

令和4年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 26,256,500	千円 △ 206,645	千円 26,049,855
	1 医業収益	19,817,104	△ 1,434,985	18,382,119
	2 医業外収益	6,216,496	1,243,701	7,460,197
	3 附帯事業収益	222,900	△ 15,361	207,539

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 25,498,387	千円 △ 355,028	千円 25,143,359
	1 医業費用	24,539,870	△ 412,866	24,127,004
	2 医業外費用	734,332	74,484	808,816
	3 附帯事業費用	224,185	△ 16,646	207,539

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,131,320千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 1,802,900	千円 △ 110,457	千円 1,692,443
	1 企業債	1,774,000	△ 141,500	1,632,500

	2 負担金	28,900	151	29,051
	3 補助金	—	21,854	21,854
	4 諸収入	—	9,038	9,038

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,019,900	千円 △ 196,137	千円 3,823,763
	1 建設改良費	1,883,376	△ 110,299	1,773,077
	2 企業債償還金	2,136,524	△ 85,838	2,050,686

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
総合病院病院整備事業費	千円 1,425,500	千円 1,284,200
小児保健医療センター病院整備事業費	51,500	42,600
精神医療センター病院整備事業費	297,000	305,700
計	1,774,000	1,632,500

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 12,551,158	千円 △ 136,760	千円 12,414,398
交 際 費	60	△ 40	20

(他会計からの補助金)

第6条 がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
補	助	金		
		千円 2,011,290	千円 1,189,760	千円 3,201,050

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造